

衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 23.4.13 第 177 回国会第 7 号

4月13日(水) 第7回の委員会が開かれました。

1 厚生労働関係の基本施策に関する件

- ・細川厚生労働大臣、鈴木総務副大臣、小宮山厚生労働副大臣、大塚厚生労働副大臣、岡本厚生労働大臣政務官、小林厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

(質疑者及び主な質疑内容)

加藤 勝 信君(自民)

- ・平成23年度の基礎年金の国庫負担割合を2分の1とするための財源2.5兆円を財源とする東日本大震災復興のための補正予算案が示されているが、年金財政の安定のため、厚生労働大臣はこれに毅然として反対すべきと考えるがいかがか。
- ・震災の災害規模を踏まえ、災害救助費と災害弔慰金の国庫負担率を引き上げるべきではないか。
- ・震災に伴う雇用調整助成金の特例措置の対象は、被災地の事業主、被災地と経済的関係を有する事業主、計画停電の影響を受けている事業主となっているが、被災地と経済的関係を有する事業主の子会社についても対象とすべきではないか。

あべ 俊 子君(自民)

- ・病院では経営効率を高めるために医薬品の在庫を少なくしており、そのために被災地での医薬品の不足を招いた面があるが、今後の対応をどのように考えているか、お伺いする。
- ・災害医療は救命期に特化されているが、急性期、亜急性期への対応を強化すべきではないか。
- ・被災地での医療は、ボランティア等に頼らず、医療関係者を現地採用して医療提供体制を整備するべきと考えるが、厚生労働大臣の決意をお伺いする。

古屋 範 子君(公明)

- ・被災地で訪問看護にあたってもらうため、訪問看護ステーションの看護師の一人開業を被災地の特例として認めるべきと考えるがいかがか。
- ・避難所における偏った栄養状態を改善するとともに、食品アレルギー用の食品が必要なところが届くようにすべきと考えるがいかがか。
- ・被災した児童・生徒のメンタルケアを重点的に行う必要があると考えるがいかがか。

赤嶺 政 賢君(共産)

- ・生活保護受給者が義援金を受けた場合は、自立更生に充てられる額以外は収入として認定するという原則を除外すべきではないか。
- ・生活保護受給者が水俣病和解一時金210万円を受け取ったことにより生活保護が廃止されるケースがあったが、水俣病和解一時金の趣旨に鑑みるならば収入として認定せず除外すべきではないか。
- ・沖縄県に避難した福島第一原子力発電所の30km圏外の者が県営住宅への入居を断られた事例の根拠とされる国土交通省の通知文書は国による指定区域外の避難者への入居は除外すると解されるものか。

阿部 知 子君(社民)

- ・被災者生活支援特別対策本部には厚生労働省としてどのような陣容で望んでいるのか。医療機関のインフラの復旧状況もしっかり把握すべきではないか。
- ・被災地の医療機関に大きな被害があるにもかかわらず、厚生労働省は災害拠点病院の被害状況さえも十分に把握できていないのは問題ではないか。
- ・災害拠点病院でない被災を受けた社会保険病院においても多くの透析患者を受け入れるなど地域の拠点病院として尽力している。改めて社会保険病院を公的病院として存在させるべきではないか。

柿澤 未 途君(みんな)

- ・義援金の配分方法が家屋の全半壊の認定調査を前提としているため、被害程度の大きい地域の本当に困っている被災者への配分が最も遅くなる方法になっているのは問題ではないか。
- ・被災地の仮設トイレや下水の状況が劣悪であることにより感染症の広がりが懸念されるから、状況を把握した上で対策を講ずる必要があるのではないか。

石 毛 えい子君（民主）

- ・被災者の避難生活が長期化している中で、避難所における乳幼児や女性、障害者、高齢者等の災害弱者が安心して避難生活を送れるようプライバシーの確保やバリアフリーが実現できているか避難所を総点検し、対策を講じる必要があるのではないか。
- ・地域コミュニティの最前線で活動している小規模の医療機関や福祉事業所も被災しており、支援が必要なことから、予算補助などの措置を積極的に行うべきではないか。
- ・被災地域における雇用確保のためには、被災地の企業を支える取組が重要であることから、ハローワークにおいて事業主に対し雇用調整助成金や融資制度等ワンストップでの情報提供を行っていくべきではないか。

2 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）

- ・細川厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取しました。